

第2次相模原市ICT総合戦略

相 模 原 市



目次

第1章 計画の趣旨等	1
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
第2章 策定の背景	5
1 社会環境変化	6
2 国・県の動向	11
3 本市のこれまでの取組	15
第3章 計画の基本方針	17
1 基本理念	18
2 取組姿勢	19
3 3つの基本目標	20
4 基本理念の実現に向けた情報リテラシーの育成	21
第4章 施策の展開	22
1 計画の体系	23
2 管理指標	24
3 施策の展開	25
第5章 計画の推進	33
1 計画推進体制	34
2 計画の進行管理	35
3 情報システム導入の考え方	36
資料	38
用語の解説	39

* (アスタリスク)のついた用語については、「用語の解説」で説明を掲載しています。

第 1 章

計画の趣旨等

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

1 計画の趣旨

本市では、令和2年3月に「相模原市ICT総合戦略」(以下「第1次計画」という。)を策定し、「選ばれ・愛されるさがみはらをかなえる ICT・データの戦略的活用」を基本理念に掲げ、ICT・データの活用による市民サービスの向上や業務改善に取り組んできました。

近年、AI*やIoT*を始めとする先端技術が急速に発展する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を端緒とし、デジタル技術を活用した対面によらない新しい生活様式が定着しつつあります。また、少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化・高度化等を背景に、地方自治体の行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増しており、様々な地域課題や行政課題の解決に向けたICT・データ活用の重要性が高まっています。

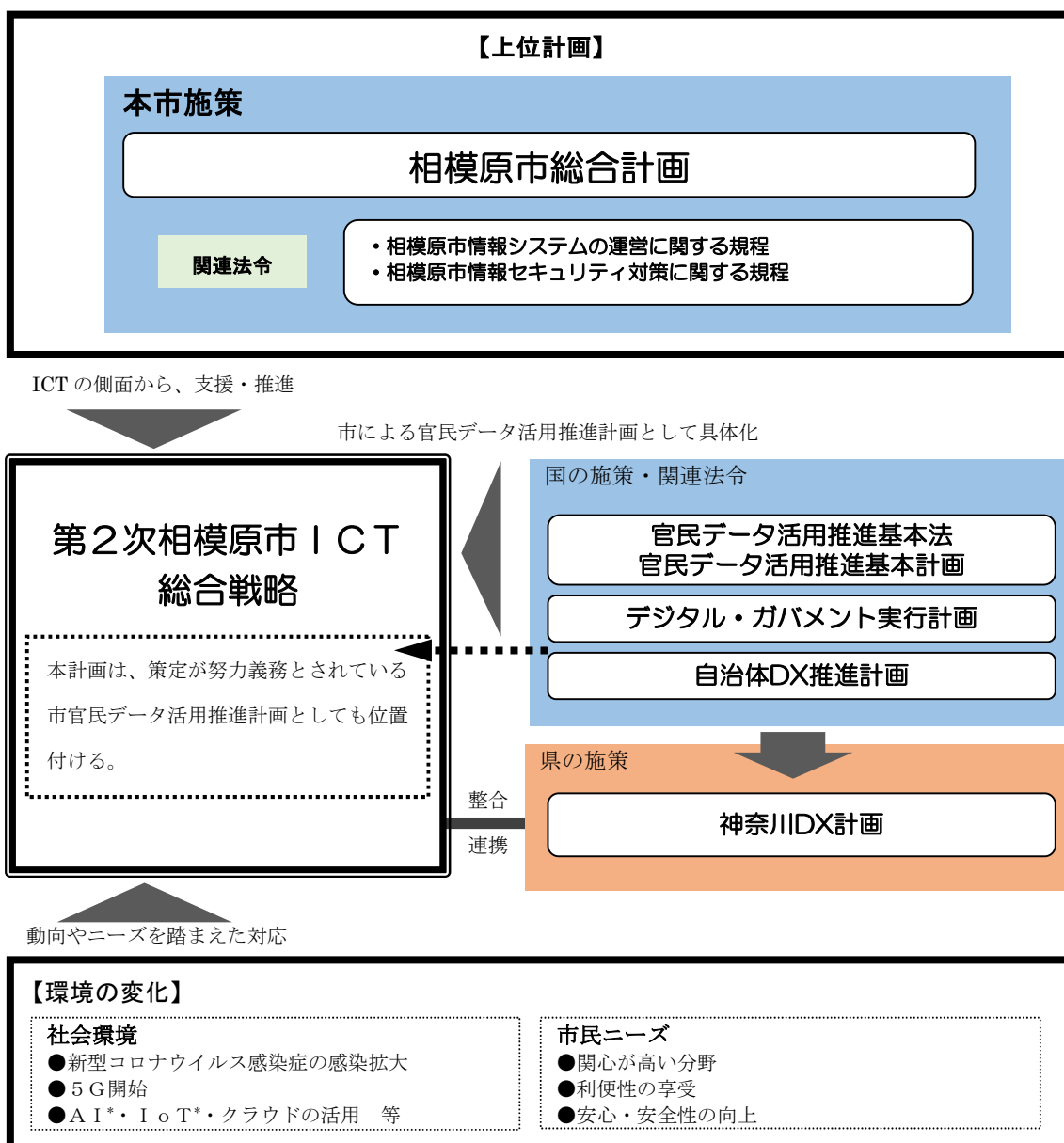
こうした中、令和5年度で第1次計画の計画期間が終了することから、その基本的な方向性を引き継ぎつつ、社会環境変化等を踏まえた必要な見直しを加え、「第2次相模原市ICT総合戦略」(以下「本計画」という。)を策定することで、課題解決や新たな価値の創出につながるデジタル化を迅速かつ着実に進めていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、相模原市総合計画(以下「総合計画」という。)を上位計画とし、総合計画における部門別計画に位置付けられるものであり、総合計画で定める施策等との整合を図り、本市の目指すまちづくりをICTの側面から推進するものです。

また、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号。以下「基本法」という。)第9条第3項において、策定が努力義務とされる市官民データ活用推進計画としても位置付けることとし、同じく基本法に則して神奈川県が策定を進めている「神奈川DX計画」を勘案しながら、官民データ活用における各施策を推進し、戦略的にICTを活用する上で取り組むべき事項を取りまとめたものです。

【計画の位置付け】



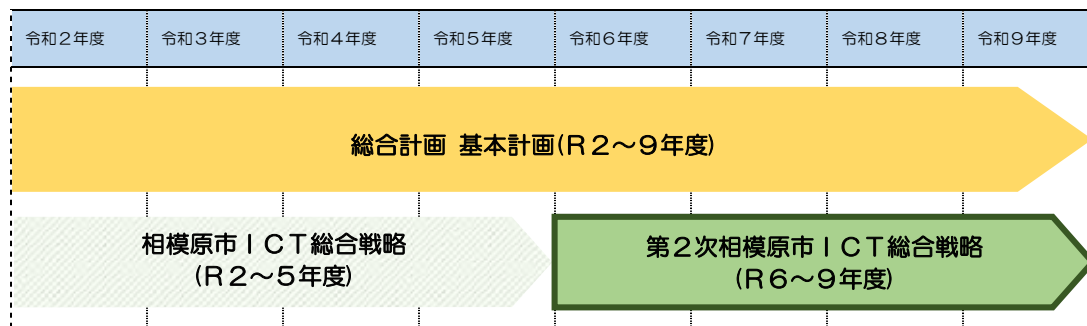
3 計画期間

本計画の計画期間は、総合計画における基本計画と終期をあわせ、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

なお、本市では現在、(仮称)DX推進条例の制定を検討しており、条例を制定した場合には、本市におけるDX*の実現に向けた今後の方向性等を新たに定めることが見込まれます。

同条例の制定など、本市におけるICT・データ活用を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合等においては、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】





第2章

策定の背景

- 1 社会環境変化
- 2 国・県の動向
- 3 本市のこれまでの取組

1 社会環境変化

(1) 新型コロナウイルス感染症による行動様式の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、人々の生活の様々な場面で、非接触・非対面の生活様式を取り入れていく必要が生じました。そうした中、テレワーク*やオンライン会議、キャッシュレス決済など、社会全体で急速なデジタル化が進められた一方で、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率などの課題が顕在化しました。



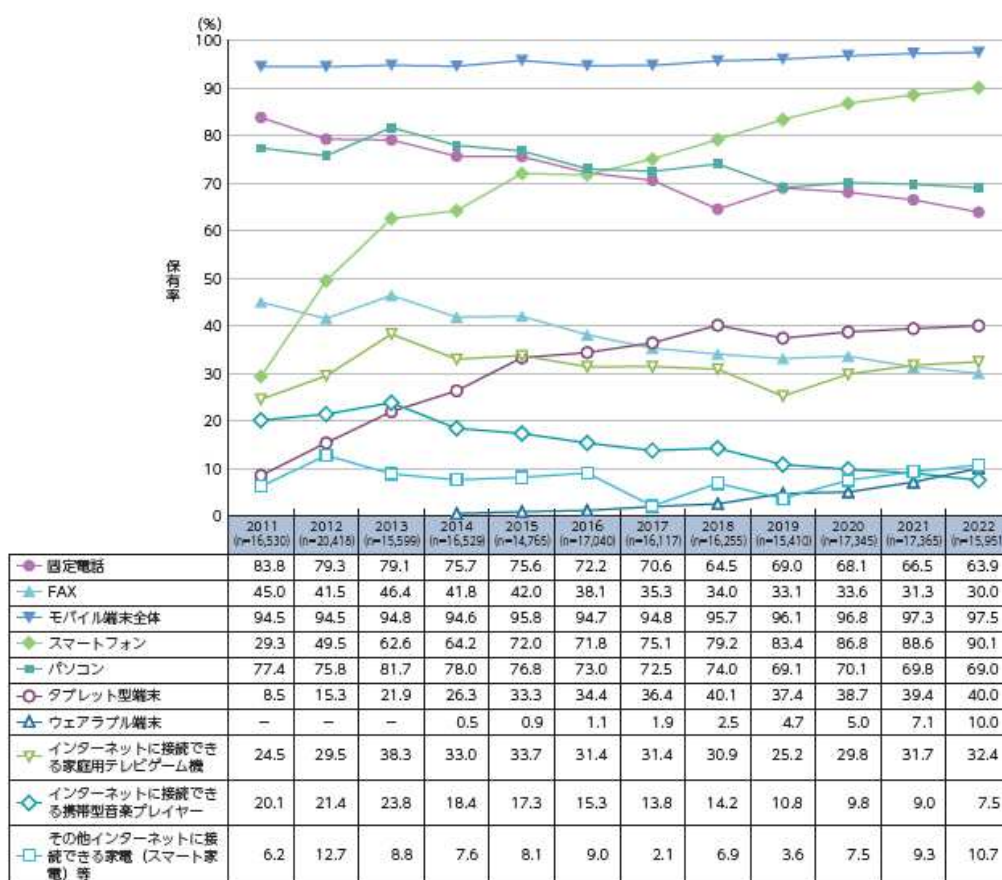
(出典：世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画【概要版】(令和2年7月))

(2) モバイル端末によるインターネット利用の拡大

情報通信機器の世帯保有率は、令和4年ではモバイル端末全体で97.5%に至っています。その内数である「スマートフォン」は、年々増加し、90.1%となっており、「パソコン」の69.0%を上回っています。

また、インターネット利用率(個人)は84.9%となっており、端末別に見ると、こちらも「スマートフォン」(71.2%)が「パソコン」(48.5%)を上回っています。

【情報通信機器の世帯保有率の推移】



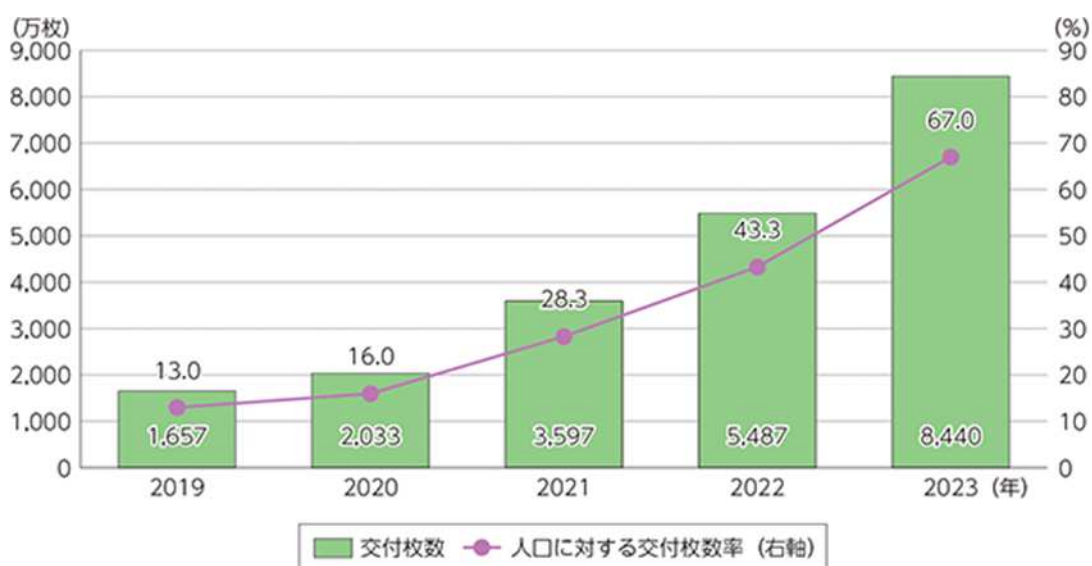
(出典：令和5年版情報通信白書)(令和5年7月)

(3) マイナンバーカードの普及

本人確認のための身分証明書として利用できるマイナンバーカードの普及に向けては、デジタル社会の実現に向けた重点計画等において、「令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指す」ことが掲げられ、申請促進に向けたキャンペーンや広報の実施、地方自治体における交付体制の強化等が進められました。

平成31年3月末時点で13.0%であったマイナンバーカードの交付率は、令和5年3月末時点で67.0%まで達し、急速に普及が進んでいます。

【マイナンバーカード交付状況の推移（全国）】



※各年4月1日時点（2023年は3月31日時点）の交付枚数

（出典：令和5年版情報通信白書）（令和5年7月）

(4) 生成 AI * の急速な発展・普及

近年、情報を生成・創造する目的で用いられる生成 AI*の技術が急速に発展・普及しています。生成 AI*の技術は、テキスト・コード・画像・映像/3D・音声モデルなどの様々な分野において、生産性や付加価値の向上等に大きく寄与する可能性を有する一方で、要機密情報の取扱いや個人情報・著作権保護、回答の正確性などの課題が指摘されています。

そうした中、経済産業省では、デジタル時代の人材政策に関する検討会での議論を踏まえ、令和5年8月に「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方」を取りまとめました。

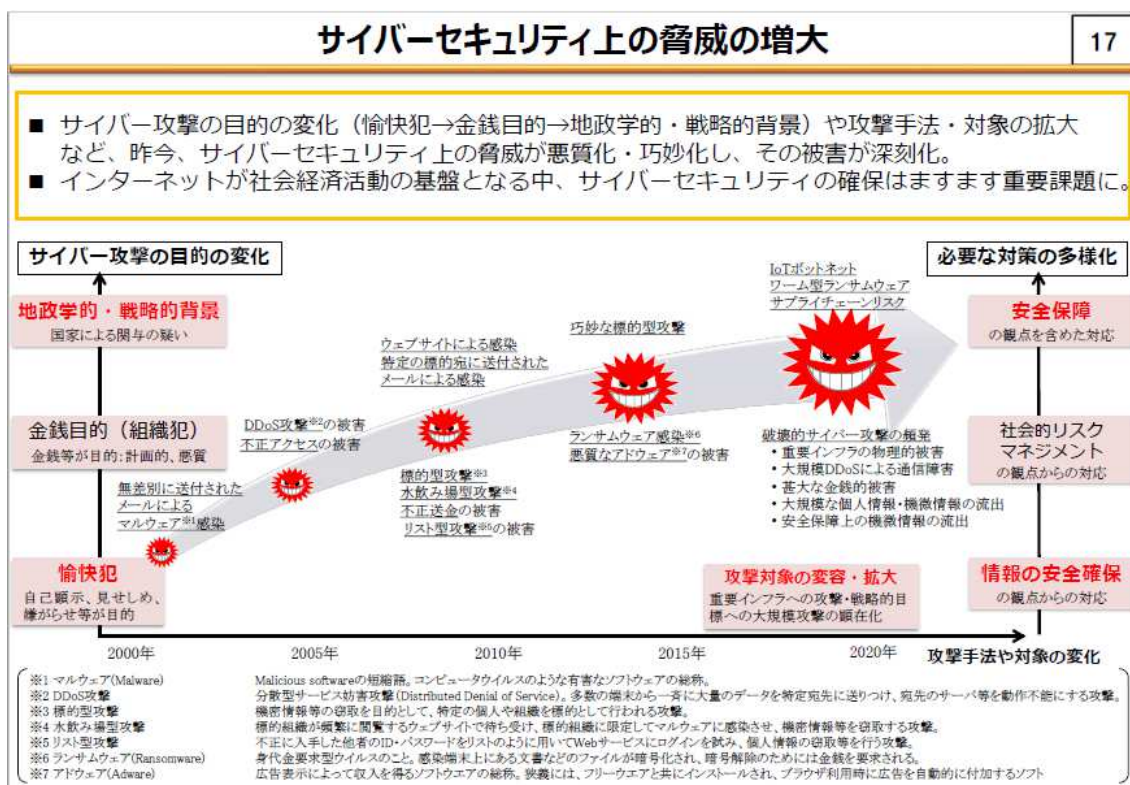
生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキルの考え方（令和5年8月）＜概要＞	
<ul style="list-style-type: none"> ● 生成AIの技術は、ビジネス機会の創出や様々な社会課題の解決などに資することが期待されている。 ● 生成AIの利用を通じた更なるDXの推進に向けて、本年6月から「デジタル時代の人材政策に関する検討会」において、生成AIを適切かつ積極的に利用する人材・スキルの在り方について集中的に議論し、現時点で採るべき対応を「アジャイル」に取りまとめた。 ● なお、生成AIやその利用技術は絶え間なく進展しているため、人材・スキルに与える影響について、今後とも議論を続ける。 	
<p>(1) 生成AIがもたらすインパクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生成AIは、使いやすさにより年代を問わず広まり、専門業務の代行にも寄与 ➢ ホワイトカラーの業務を中心に、生産性や付加価値の向上等に寄与、大きなビジネス機会を引き出す可能性 ➢ 企業視点では、生成AI利用によるDX推進の後押しを期待、そのためには経営者のコミットメント、社内体制整備、社内教育の他、顧客価値の差別化を図るデザインスキル等が必要 	<p>(2) 人材育成やスキルに及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人材育成と技術変化のスピードのミスマッチに留意し、環境変化をいとわず、主体的に学び続ける必要 ➢ 生成AIを適切に使うスキル（指示の習熟）とともに、従来のスキル（批判的考察力等）も重要 ➢ 自動化で作業が大幅に削減され、専門人材も含めて人の役割がより創造性の高いものになり、人間ならではのクリエイティブなスキル（起業家精神等）やビジネス・デザインスキル等が重要に ➢ 生成AIの利用によって社会人が業務を通じて経験を蓄積する機会の減少を認識する必要
<p>(3) 生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキル（リテラシーレベル）の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① マインド・スタンス（変化をいとわず学び続ける）やデジタルリテラシー（倫理、知識の体系的理解等） ② 言語を使って対話する以上は必要となる、指示（プロンプト）の習熟、言語化の能力、対話力等 ③ 経験を通じて培われる、「問いを立てる力」「仮説を立てる力・検証する力」等 	
<p>(4) 生成AIをDX推進に利用するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 部分的な業務効率化のみならず、全社的なビジネスプロセス・組織の変革、製品・サービス・ビジネスモデル変革に繋げることが重要 ➢ まずは適切に使い、生成AIのリテラシーを有する人材を増やすフェーズ、そのための経営層の理解や社内体制等が重要 ➢ 企業価値向上に繋げるため、生成AIの利用スキル等を社員が身につけるための社内教育、担い手確保に取り組む大きな機会 	
<p>(5) 経済産業省における政策対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「デジタルスキル標準（DSS）」の見直し ➢ 「マナDX」への生成AI利用講座の掲載 ➢ 「ITパスポート試験」のシラバス改訂やサンプル問題の公開 等 	<p>(6) 中長期的な検討課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門的なレベルでの人材育成やスキルへの影響の継続検討 ➢ 「デジタルスキル標準」の更なる見直し検討 ➢ 「情報処理技術者試験」の出題内容等の見直し検討

（出典：経済産業省「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 概要」（令和5年8月）

(5) サイバーセキュリティ上の脅威の増大

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が運用している大規模サイバー攻撃観測網(NICTER)が令和4年に観測したサイバー攻撃関連通信数は、約5,226億パケットで、平成27年の約632億パケットと比較し約8.3倍となるなど、依然として多くの攻撃関連通信が観測されている状態にあります。

サイバー攻撃の目的は、愉快犯から金銭目的、さらに地政学的・戦略的背景へと変化しており、攻撃手法・対象の拡大など、近年、サイバーセキュリティ上の脅威が悪質化・巧妙化し、その被害が深刻化しています。



(出典：総務省「サイバーセキュリティタスクフォース(第35回)」(令和4年1月))

2 国・県の動向

(1) 国の動向

ア デジタル改革関連法の成立

デジタル社会の形成に向け、6つの法律(「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)「デジタル庁設置法」(令和3年法律第36号)「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(令和3年法律第39号)「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号))で構成される、いわゆるデジタル改革関連法が令和3年5月に公布されました。

デジタル社会形成基本法では、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定されました。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律では、地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みの構築が規定されました。その後、令和4年10月に閣議決定された地方公共団体情報システム標準化基本方針では、基幹業務システム*を利用する地方公共団体が、令和7年度までにガバメントクラウド*を活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することが目標として掲げられました。

デジタル改革関連法の全体像

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化 ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大 ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が重要 	
デジタル社会形成基本法 ※IT基本法は廃止	デジタル庁設置法
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定 [IT基本法との相違点] <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ活用により発展するデジタル社会 ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ活用(基本理念・基本方針) ・ デジタル庁の設置(IT本部は廃止) ⇒ デジタル社会を形成するための基本原則(10原則)の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の 基本的枠組み を明らかにし、これに基づき施策を推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 強力な総合調整機能(勸告権等)を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ活用等の業務を強力に推進 ✓ 内閣直属の組織(長は内閣総理大臣)。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く ⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化(個人情報保護法改正等) ✓ 押印・書面手続の見直し(押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正) ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大(マイナンバー法等改正) ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化(郵便局事務取扱法改正) ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載(公的個人認証法改正) ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知(住民基本台帳法改正) ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化(マイナンバー法、J-LIS法改正) ⇒ 官民や地域の枠を超えた データ活用 の推進、 マイナンバーの情報連携 促進、 マイナンバーカードの利便性 の向上・普及促進及び オンライン手続の推進 、 押印等 を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようになる ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする ⇒ 国民にとって 申請手続の簡素化・給付の迅速化
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築 ⇒ 地方公共団体の 行政運営の効率化・住民の利便性向上 等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設 ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設 ⇒ 国民にとって 相続時や災害時の手続負担の軽減 等の実現

(出典：デジタル庁「第1回デジタル社会推進会議」(令和3年9月))

イ 自治体DX推進計画の策定

総務省は、デジタル社会の形成に向け、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、令和2年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」として策定しました。

同計画では、自治体DXの重点取組事項として、「自治体の情報システムの標準化・共通化」「マイナンバーカードの普及促進」「自治体の行政手続のオンライン化」「自治体のAI*・RPA*の利用推進」「テレワーク*の推進」「セキュリティ対策の徹底」の6つが示されました。

また、同計画の策定以降、政府においては、新たに「デジタル田園都市国家構想」を掲げるなど、自治体DXに関連する様々な動きがあり、令和4年6月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「デジタル田園都市国家構想基本方針」の閣議決定、令和6年2月には、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の改定が行われました。

自治体DX推進計画等の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「デジタル・ガバメント実行計画」策定（令和2年12月）以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）。 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」に、「推進計画^{※1}に基づき、デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点（「フロント」）の改革^{※2}など、財政の効率化等につながるデジタル化の取組を推進する」旨が記載されたこと等をふまえ、随時改定を実施。 	
<p style="text-align: right;">※1 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】」（令和4年9月2日総務省策定） ※2 オンライン申請の推進・強化や多様な窓口の実現など。</p>	
<p>自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2024.2.5改定）</p> <p>■自治体におけるDXの推進体制の構築</p> <p>① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成 ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援</p> <p>■重点取組事項</p> <p>① 自治体フロントヤード改革の推進 ・ 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現</p> <p>② 自治体情報システムの標準化・共通化 ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行</p> <p>③ 公金収納におけるeLTAXの活用</p> <p>④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進</p> <p>⑤ セキュリティ対策の徹底</p> <p>⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進、⑦ テレワークの推進</p> <p>■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項</p> <p>① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化</p> <p>② デジタルデバйд対策</p> <p>③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し</p>	<p>自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）</p> <p>■自治体DX全体手順書（2023.12.22改定）</p> <p>・ DXの推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理 ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定 ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組の実行</p> <p>■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2023.1.20改定（2.0版）2023.9.29改定（3.0版））</p> <p>・ 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す</p> <p>■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2023.1.20改定）</p> <p>・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す</p> <p>■自治体DX推進参考事例集（2023.4.28改定）</p> <p>・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの</p> <p>地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定）</p> <p>これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの</p>

（出典：総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画等の概要」（令和6年2月）

(2) 県の動向

神奈川県では、県民の安全安心や利便性の向上と、行政内部の業務全般の効率化を実現するため、ICT及びデータを積極的に利活用していくこととし、令和元年7月に「かながわICT・データ利活用推進計画」を策定しました。

また、令和3年12月には、同計画を補完するものとして、「かながわICT・データ利活用推進戦略」を策定し、コロナ禍により顕在化したデジタル化の遅れに対応し、DX*の加速化を図ることとしました。

さらに、現在「かながわICT・データ利活用推進計画」と「かながわICT・データ利活用推進戦略」を統合した新たな計画である「神奈川DX計画」の策定を進めており、県民目線でDXを推進し、誰もが安心してらせるやさしい社会の実現を目指すこととしています。

【神奈川DX計画 施策体系】



<基本方針>

- (1) 最新のデジタル技術の利活用
- (2) 幅広いデータの利活用
- (3) サービスデザイン思考の導入
- (4) デジタルデバイドの防止
- (5) 情報セキュリティの確保
- (6) デジタル人材の確保・育成
- (7) 市町村連携・支援

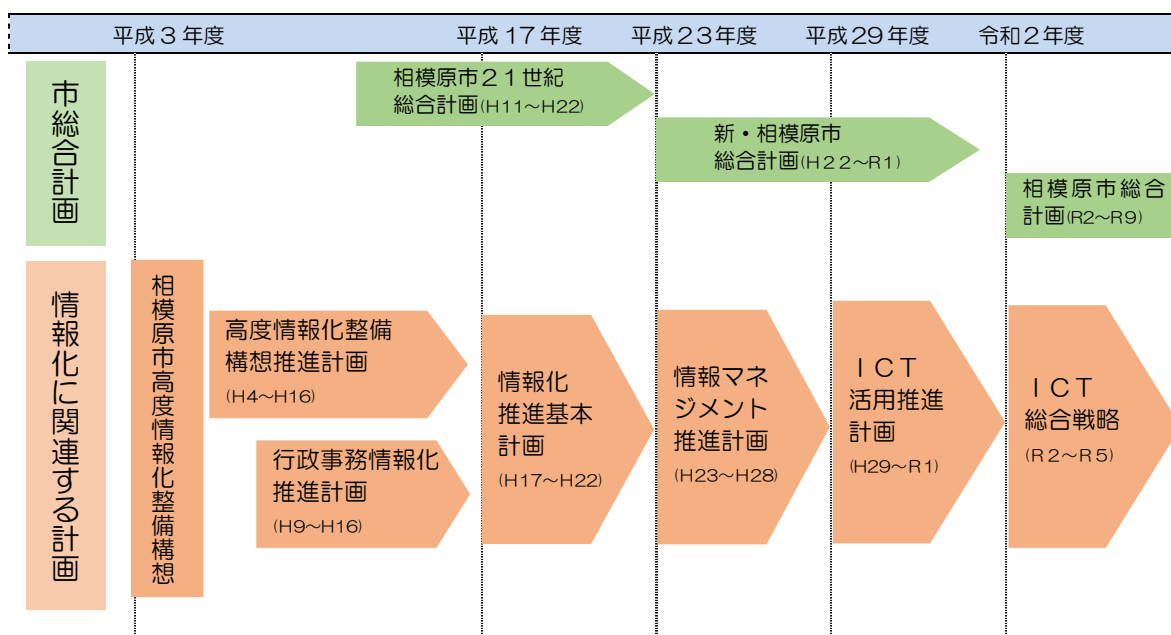
(出典：神奈川県「神奈川DX計画(素案)」(令和5年12月)

3 本市のこれまでの取組

(1) 本市における情報化の推進

本市の情報化については、平成3年3月に策定した「相模原市高度情報化整備構想」から始まり、地域の視点に基づいて情報化社会に対応した情報基盤を構築していく地域情報化と、市役所内部の行政事務処理に関する情報化を進めてきました。

【本市の情報化計画の経過】



(2) 第1次計画の評価

第1次計画では、「選ばれ・愛される さがみはら をかなえる ICT・データの戦略的活用」を基本理念に、「利用者中心の行政サービス改革」「経営資源を最大限活用した行財政改革」「将来にわたり発展し続けるまちづくり」を基本目標に掲げ、8つの施策を推進してきました。

令和4年度に実施した中間評価の結果では、概ね順調に施策が進捗していることを確認しました。

【第1次計画の中間評価結果】

施策		施策目標	中間状況(R4)
1-1	利便性を高める行政サービスの推進	各種行政サービスの電子化を推進することにより、市民等が行政手続等にかかる時間 6,700 時間の削減を目指します。	本市で、120(R2:21+R3:17+R4:82)の申請手続が電子化され、施策目標の達成が見込まれる。
1-2	誰一人取り残さない行政サービスの推進	多様性を考慮したコミュニケーションサービスを9種類増やします。	各事業が着実に成果指標を達成しており、施策目標の達成が見込まれる。
2-1	行政事務における電子化の推進	行政事務の電子化により職員の簡易作業に係る時間 11,600 時間の削減を目指します。	RPA*事業による時間削減効果は、約 12,000 時間を超える見込みであり、各事業で更なる効率化を推進する。
2-2	デジタル・ワークスタイル*への転換	職員アンケートにおいて、業務生産性の向上を実感した職員の割合 80%以上を目指します。	R4 の職員アンケート結果(59%)の課題と対策を検討し、R5 の早い時期に再度調査を行う。
2-3	業務継続性の確保	システムの停止を起因として業務が停止したことにより、市民に対して影響を与えた件数 0 件を目指します。	R4 でシステムの更新作業が完了。今後の安定運用により、施策目標実現を図る。
3-1	データ利活用の推進	オープンデータ*カタログサイトへの年間アクセス数 60,000 件以上を目指します。	本市オープンデータ*カタログサイトアクセス数 67,988 件(R4.4 月～R5.2 月)。更なる活用を促進する。
3-2	魅力的な地域づくりに向けた情報発信	相模原市 LINE 公式アカウントのともだち登録数 30,000 件以上を目指します。	R5.3 月時点でともだち登録 41,843 人となっており、更なる情報発信を推進する。
3-3	ICT 教育・人材育成の推進	①重点事業の成果指標達成率 80% 以上を目指します。 ②ICT を活用した行政サービスの利用率 55%以上を目指します。	①R4:90%(重要業績指標達成率) ②について、R4 の市政に関する世論調査結果が取れなかったため、R5 で検証する。

第3章

計画の基本方針

- 1 基本理念
- 2 取組姿勢
- 3 3つの基本目標
- 4 基本理念の実現に向けた情報リテラシー*の育成

1 基本理念

相模原市総合計画基本構想(令和元年6月議決)では、相模原市が目指すおおむね20年後の将来像を「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」として掲げ、その実現に向けた基本的な取組の姿勢として「協働によるまちづくり・暮らし満足度を高めるまちづくり・次代につなぐまちづくり」を定めました。

本計画では、第1次計画に引き続き、本市が目指す20年後の将来像の実現に向けた基本的な取組姿勢が推進された状態を「多くの人や企業に「選ばれ・愛される さがみはら」の実現」と捉え、ICTやデータの戦略的活用を推進することで、「選ばれ・愛される さがみはら」の実現に寄与することを目指して、次のとおり基本理念を定めます。

選ばれ・愛される さがみはら をかなえる ICT・データの戦略的活用

(基本理念の実現に向けたアプローチ)

基本理念の実現に向けて、ICTやデータの活用を目的達成の手段として「戦略的に使いこなしている」状態を目指します。

計画の推進に当たっては、基本理念の実現につながる基本目標を掲げ、様々な施策を推進していきますが、ICTやデータを戦略的に使いこなし、多くの人や企業に「選ばれ・愛される」ためには、常に「成果」を追求する必要があることから、本計画では、ICTやデータの活用から生み出される「成果」を強く意識した取組を展開します。

2 取組姿勢

基本理念の実現に向けた取組姿勢は、「成果重視」です。

本計画では、ICTやデータの活用は、目的ではなく、目的達成の手段として捉えていることから、ICTやデータの活用から生み出される「成果」を重視し取り組みます。

単なる目新しさや斬新さに左右されることなく、「成果」を適切に見極めた上で、ICTやデータの活用を積極的に推進します。

また、成果を重視した取組に当たっては、「根拠」、「柔軟性」、「イノベーション」といった要素に留意することで、「確実な成果」、「継続的な成果」、「新たな成果」の獲得につなげます。

1 根拠

「成果」の確認が不十分な状態でICTやデータを活用した場合、導入コストの高騰や業務効率の低下等、様々な問題が発生する場合があります。こうした状態を招かないよう、「成果」の裏付けとなる「根拠」を重視した取組を推進します。

現状分析を踏まえた効果の予測やTCO*の見込み、業務への影響等を徹底的に確認し、定量的かつ信頼性の高い「根拠」の確認に留意することで、「確実な成果」の獲得につなげます。

2 柔軟性

ICTに関わる技術革新のスピードは速いことから、事業の企画段階の取組予定や想定に固執することは、陳腐化した技術や手法の漫然とした利用に繋がり、結果的に形骸化したICTやデータを活用することになってしまう懸念があります。

よって、事業の企画段階では、現行の組織体制や業務プロセスに囚われることなく、ICTの活用による「成果」を徹底的に意識し、より質の高い行政サービスの提供や最適な業務プロセスへの転換に積極的に取り組みます。

また、事業の実施期間中は、「成果」に対する達成状況を継続的に確認するとともに、事業の企画段階の取組予定や想定に固執するのではなく、状況に応じて最適な技術や手法に見直す等、「柔軟性」の高い対応に留意することで、「継続的な成果」の獲得につなげます。

3 イノベーション

先端技術の活用のみならず、既存の考え方や手順にとらわれない柔軟な発想により新たな価値の創出につなげる「イノベーション」を重視した取組を推進します。

「イノベーション」は、単なる「変革」ではなく、新たな価値の創出が目的であることから、取組に当たっても「仮説」と「検証」のプロセスに意識を向けた実証実験や段階的な導入等、「成果」の確認に意識を向けつつ、「イノベーション」に留意することで、「新たな成果」の獲得につなげます。

3 3つの基本目標

基本理念の実現に向けては、従来の手法や形態で漫然と行政サービスを提供するのではなく、電子申請等による利便性の向上や多言語対応等によるサービス利用機会の拡充を積極的に図る等、利用者の満足度を高める新たな手法や形態による利用者中心の行政サービス改革に取り組む必要があります。また、こうした利用者中心の新たな行政サービスを安定的に提供していくためには、従来のヒト・モノ・カネに情報も加えた経営資源を最大限に有効活用した行財政改革を推進し、スマート自治体への転換や高い業務継続性の確保を図る等、都市経営力の強化に取り組む必要もあります。

さらに、多くの人々や企業に地域社会の魅力を発信し、実感してもらうとともに、地域の課題やニーズを継続的に捉え、適切に施策に反映する等、地域社会を核とした持続的に発展するまちづくりに取り組むことで、地域社会への愛着を醸成する必要があります。

こうした必要性を踏まえ、基本理念の実現に向けて、行政サービス、経営資源及び地域社会を対象として、ICTを戦略的に活用する3つの基本目標を設定します。

基本目標1 利用者中心の行政サービス改革

ICT・データ × 行政サービス = 利用者満足度向上

利用者中心の行政サービスを提供することで、「利用者満足度の向上」を目指します。

基本目標2 経営資源を最大限に活用した行財政改革

ICT・データ × 経営資源 = 都市経営力の強化

既存の発想にとらわれず、ヒト・モノ・カネ・情報を最大限活用することで、「都市経営力の強化」を目指します。

基本目標3 将来にわたり発展し続けるまちづくり

ICT・データ × 地域社会 = 持続的に発展するまち

地域社会の魅力を発信するとともに、課題やニーズをひろいあげ、「持続可能なまちづくり」を目指します。

4 基本理念の実現に向けた情報リテラシー*の育成

基本理念である「選ばれ・愛される さがみはら をかなえる ICT・データの戦略的活用」を実現し、その効果を多くの市民に享受してもらうためには、職員と市民の双方で、ICTやデータを適切に活用する能力が必要です。職員には施策や課題解決の手段としてICTやデータを戦略的に活用するための能力が、市民には行政サービスやデータ等を効果的に活用し、その効果を最大限享受するための能力がそれぞれ必要となります。

基本理念の実現に向け、必要となる能力(情報リテラシー*)の育成に向けて、次の取組を実施します。

(1) 相模原市DX人材育成方針に基づく人材育成

本計画を推進していくためには、行政サービスの向上や業務改善の手段としてICTやデータを戦略的に活用することができる職員が必要です。職員のICTやデータの活用能力を向上させるため、別途策定する「相模原市DX人材育成方針」に基づき、必要とされるスキルを体系的に明示しつつ、計画的な人材の育成に取り組みます。

(2) 民間サービスを活用する機会の拡充

急速に発展する技術動向を確実に捉え、戦略的にICTを活用していくため、企業の情報提供サービスを活用します。企業が提供する専門的かつ広範なICTに関する知識やノウハウを職員が活用する機会を設けることで、職員のICTに関する知識の習得及びICTやデータの活用能力の向上につなげます。

(3) デジタルデバイド*の解消

学校における児童の情報活用能力の育成や公共施設等におけるICT関連講座の開催等、市民に対してICTやデータの活用を推進する事業に取り組むことで、デジタルデバイド*の解消を図り、市民が行政サービスやデータ等を効果的に活用し、その効果を最大限享受できる状態につなげます。



第4章

施策の展開

- 1 計画の体系
- 2 管理指標
- 3 施策の展開

1 計画の体系

本計画では、基本理念につながる3つの基本目標を達成するため、8つの施策を設定します。また、持続可能な開発目標(SDGs*)に関連するアイコンを施策に配置します。

施策を構成する事業については、別途「実施事業集」として取りまとめ、今後の具体的な工程等を明らかにします。「実施事業集」は、必要に応じて随時、見直しを行うこととし、技術革新等の社会環境変化に機動的に対応していきます。

【計画体系図】



2 管理指標

管理指標は、「施策」と「事業」のそれぞれに設定します。

「施策」については、基本目標の達成状況を客観的に評価する指標として、「施策目標値」を設定します。

また、「事業」については、事業の実施に向けて各年度で取り組むべき行動を「行動目標」として設定し、事業の実施から得られる成果を「成果指標」として設定します。

「施策」と「事業」を別の指標で管理することで、事業の進捗にのみ意識を向けた取組となることを避け、常に基本理念や基本目標につながる施策の達成を意識した取組を促します。

【管理指標のイメージ】

対象	指標	内容
施策	施策目標値	施策の達成状況を客観的に評価するために設定する目標値
事業	成果指標	事業の取組結果から生み出される成果を客観的に評価するために設定する指標
	行動目標	「成果指標」達成に向け取り組むべき行動 数値ではなく、行動(アクション)そのもの

3 施策の展開

基本目標 1 利用者中心の行政サービス改革

～ICT・データ × 行政サービス = 利用者満足度向上～

インターネットの普及により、市民は、窓口に出向かず申請から電子決済までを行う民間サービスを日々利用しています。そして、「デジタル手続法*」の成立を踏まえ、行政の在り方は、紙からデジタルへ転換し、ICTにより手続が完結することが期待されています。

こうしたことから、基本目標1の実現に向けた施策として、利用者を中心に考えた先進的なサービスを導入することで行政手続等にかかる市民等の時間を削減し、利便性を高める行政サービスを推進します。また、外国人や障害者等も含め、誰一人取り残さない行政サービスを推進し、利用者満足度の向上につなげます。



《施策1-1》利便性を高める行政サービスの推進

8 働きがいも 経済成長も	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	行政サービスのデジタル化による「行かない・書かない 市役所づくり」を推進し、住民の利便性の向上を図ります。	(説明) 行政サービスの利便性満足度	61.3% (R4)	73.1% (R9)
		(捉え方) 必要な行政サービスを、身近で受けることができると感じている市民の割合		

目標値設定の考え方：総合計画の成果指標の目標値と整合を図り設定した。

＜想定する主な取組＞

- ・電子申請の利用促進
- ・行政手続のワンストップサービスの推進
- ・キャッシュレス化の推進 など

《施策1-2》誰一人取り残さない行政サービスの推進

10 人や団体の不公平 をなくそう	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	多様なニーズに応じた行政サービスの提供により、誰もがデジタルの恩恵を享受できる環境づくりを進めます。	(説明) 普段、インターネットを使用している市民の割合	89.6% (R5)	95% (R9)
		(捉え方) 市政に関する世論調査等の回答結果		

目標値設定の考え方：毎年度1%ずつ程度増加させることを目指し設定した。

＜想定する主な取組＞

- ・デジタルデバイド*対策の推進
- ・中山間地域へのデジタル化の普及促進 など

基本目標 2 経営資源を最大限に活用した行財政改革

～ICT・データ × 経営資源 = 都市経営力の強化～

AI*やRPA*は、行政事務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために、今後積極的に活用すべき技術とされ、期待されています。また、ICTは個人の生活を便利なものとするだけでなく、日々の働き方を変え、業務生産性向上を実現しています。

こうしたことから、基本目標2の実現に向けた施策として、新たな経営資源を生み出すために簡易作業に係る作業時間を削減することや、職員の業務生産性を向上させるためデジタル・ワークスタイル*への転換を図ることで、行政事務における電子化を推進します。

また、災害時等においても高い業務継続性を確保するとともに、情報システムの標準化・共通化を推進することで、都市経営力の強化を図ります。



《施策2-1》 デジタル技術を生かした行政事務改革

8 働きがいも経済成長も	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	デジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげます。	(説明) ①簡易作業に係る作業削減時間 ②業務生産性の向上を実感した職員の割合 (捉え方) ①行政事務の電子化により削減された簡易作業に係る時間 ②職員アンケートにおいて業務生産性の向上を実感した職員の割合	①13,245時間(R2-4) ②59%(R4)	①17,600時間(R6-9) ②80%以上(R9)

目標値設定の考え方：①過去の実績値の推移を踏まえ設定した。

②第1次計画において目標値を未達成であることから、目標値を据え置くこととした。

＜想定する主な取組＞

・RPA*の全庁導入 ・生成AI*の活用・研究 ・庁内事務におけるデジタル環境の整備 など

《施策2-2》 業務継続性の確保

11 住み続けられるまちづくりを	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	業務が中断するリスクを取り除くことで、「業務継続性」を確保します。	(説明) ICT-BCP*事業計画に基づく取組の実施率 (捉え方) 毎年度策定する ICT-BCP*事業計画に基づく取組（電源状況調査や災害時対応手順の確認など）の実施率	87.5%(R4)	100%(毎年度)

目標値設定の考え方：業務継続性の確保に向けた取組を毎年度着実に実施することを目指し設定した。

＜想定する主な取組＞

・ICT-BCP*の推進 など

《施策2-3》情報システムの標準化・共通化の推進



ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
自治体情報システムの標準化・共通化に取り組むことで、人的・財政的な負担の軽減を図ります。	(説明) 標準化・共通化を完了した業務数	—	20 業務 (R7)
	(捉え方) 標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）を利用する形態に移行した業務数		

目標値設定の考え方：国の基本方針等で示された目標に基づき設定した。

<想定する主な取組>

- ・業務プロセスの把握・見直し
- ・システムの全体最適化 など

基本目標3 将来にわたり発展し続けるまちづくり

～ICT・データ × 地域社会 = 持続的に発展するまち～

情報は、ヒト・モノ・カネと並んで新たな経営資源となるものであり、データ利活用を通じ、生産性の向上や新たな事業の創出、就業機会の増大等の社会課題の解決が期待されています。また同時に、これからの社会を担う次世代への適切な教育が行われ、官民データ利活用の基盤となるリテラシーの育成も重要となります。さらに、Society 5.0*に向けた変革期にある中、地域の活性化と持続的な経済成長を達成していくためには、地域へのICT先端技術の社会実装が重要となることから、都市間競争において優位性を高め、市民が魅力的な市として感じられることが求められます。

こうしたことから、基本目標3の実現に向けた施策として、より多くの市民が市に対する誇りや愛着を持ち続けるため、魅力的な地域づくりに向けた情報発信を行います。また、行政が保有しているデータの利活用を促進し、新たな価値の創出を促すためデータ利活用を推進し、さらに、地域社会の情報リテラシー*の向上のため、ICT教育・人材育成を推進します。

デジタル化が進んでも
使う側の知識も必要だな・・・

行政のデータが見られれば
仕事に活用できるのにな・・・



《施策3-1》データ利活用の促進

17 パートナーシップで 目標を達成しよう	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	オープンデータ*等の提供を推進することにより、市民、企業、行政等による自発的なデータの利活用を推進します。	(説明) オープンデータ*カタログサイトのデータセット数及び年間アクセス件数	データセット数 48件	データセット数 100件
		(捉え方) オープンデータ*カタログサイトのデータセット数及び年間アクセス件数	アクセス件数 73,098件 (R4)	アクセス件数 101,000件 (R9)

目標値設定の考え方：過去の実績値の推移等を踏まえ、更なる上積みを目指す数値を設定した。

<想定する主な取組>

- ・オープンデータ*の充実・活用
- ・文化資料等のアーカイブ化
- など

《施策3-2》魅力的な地域づくりに向けた情報発信


17 パートナーシップで 目標を達成しよう	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	より多くの人々に魅力的な「さがみはら」を伝える情報を積極的に発信します。	(説明) 相模原市の認知度 (市外に住む20歳代から30歳代)	90.1% (R3)	95% (R9)
		(捉え方) 相模原市イメージ調査の回答結果		

目標値設定の考え方：総合計画の成果指標の目標値と整合を図り設定した。

<想定する主な取組>

- ・ICT活用による情報発信の多様化
- など

《施策3-3》ICT教育・人材育成の推進

	ねらい	施策目標値について	現状値	施策目標値
	ICT教育・人材育成の推進により、情報リテラシー*の向上を図ります。	(説明) デジタルに関する職員研修の受講者数 (捉え方) デジタルの利活用や情報セキュリティ等に関する研修を受講した職員の延べ人数(累計)	1,027人 (R4)	約5,000人 (R6-9)

目標値設定の考え方：過去の実績値の推移等を踏まえ、更なる上積みを目指す数値を設定した。

<想定する主な取組>

- ・職員のICTスキルの向上 など



第5章

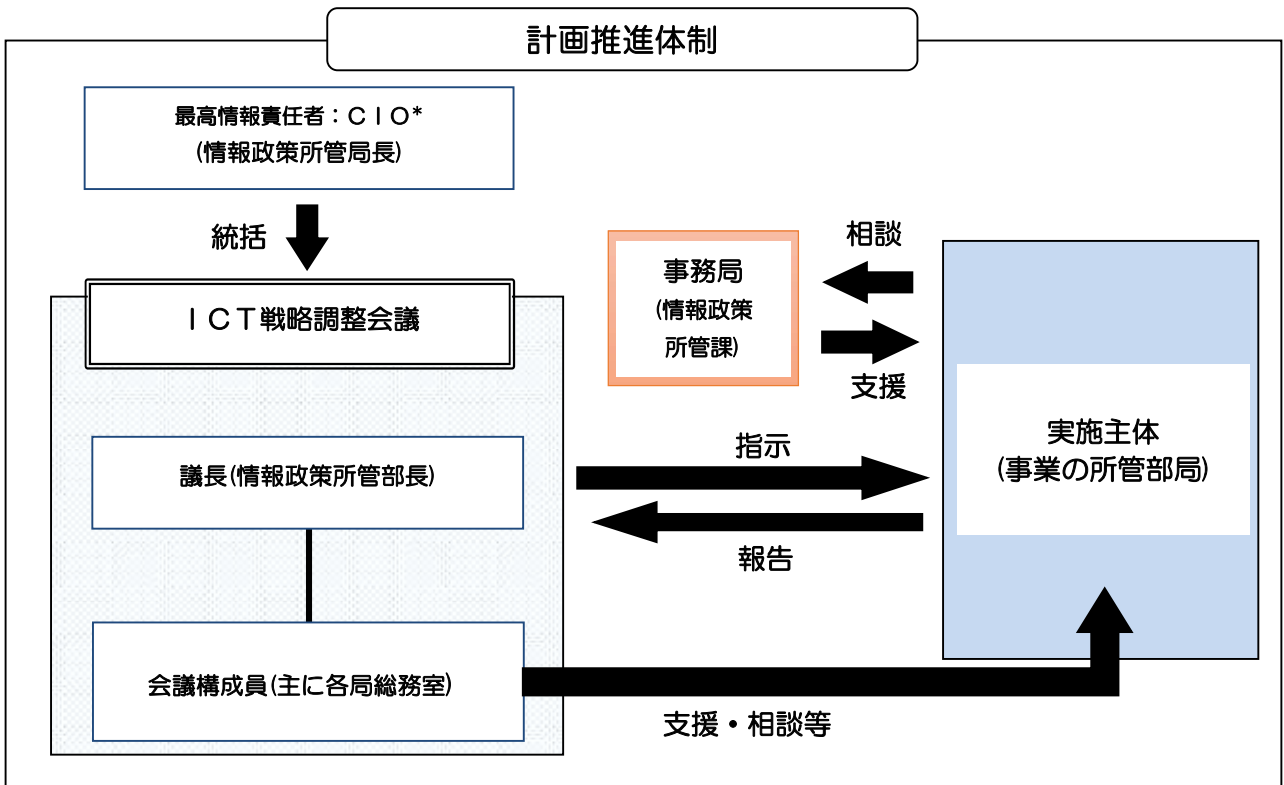
計画の推進

- 1 計画推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 情報システム導入の考え方

1 計画推進体制

本計画では、計画の推進に関する事項を審議するための庁内組織である「ICT戦略調整会議」(以下「調整会議」という。)において、毎年度、計画全体の進捗状況を把握し客観的に評価することで、本計画の着実な推進を図ります。

【計画推進体制イメージ】



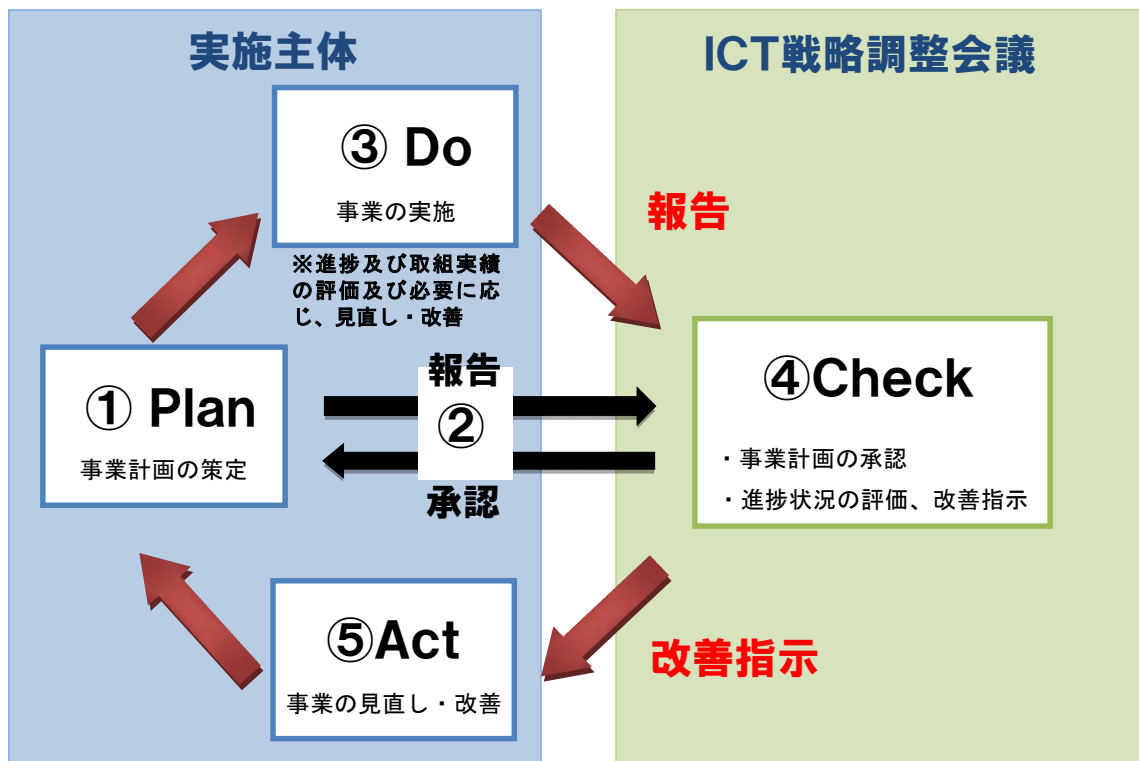
2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、次のとおりPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し・改善)のPDCAサイクルを通じて行います。

【PDCAサイクルに基づく進行管理】

- ① 事業の実施主体が、施策のねらいや施策目標値を意識し、事業計画を策定します。
- ② 策定した計画を調整会議に報告し、承認を得ます。
- ③ 実施主体が、必要に応じて、各総務室の支援を受け、当該計画に基づいて事業を実施します。実施主体は、事業の進捗及び取組実績を自ら評価した上で、必要に応じて改善を図ります。
- ④ 取組実績については、事務局を通じ調整会議で評価し、必要に応じて実施主体に対する改善指示を行います。
- ⑤ 改善指示を受けた事業は、その指示に基づき、事業の見直し・改善を図り、事業計画の再策定を行います。

【進行管理のイメージ】



3 情報システム導入の考え方

本計画では、最新の技術動向を適切に捉え、イノベーションの創出につながる新たな情報システムの導入を積極的に検討します。

本市では、業務の効率化や行政サービスの向上を目的として、これまで多くの情報システムを導入し、主に制度改正等に対応したシステム改修や定期的な更新等の運用保守に取り組んでいます。こうした取組については、情報システムの企画、調達、開発、運用保守、評価までの標準的なプロセスを定めた「情報システム導入手順書～情報システムライフサイクルガイドライン～」(以下「導入手順書」という。)を策定し、全庁的に運用しています。

こうした状況を踏まえ、新たな情報システムの導入や定期的なシステム更新に当たっては、引き続き導入手順書を遵守した取組を基本としつつ、「デジタル・ガバメント実行計画」に掲げられた「地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進」に向けた取組を踏まえ、次のとおり特に留意すべき事項を設定します。

(1) オンライン利用の促進

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)の改正や行政サービスを利用する者の利便性を踏まえ、各種手続や申請等において、オンライン利用の促進に取り組みます。

(2) クラウド利用の促進

コストの削減や業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、情報システムの導入や行政サービスの利用に当たっては、クラウドの利用促進に取り組みます。

(3) オープンデータ*の推進

システムの構築段階でオープンデータ*に配慮した設計とする等、オープンデータ・バイ・デザイン*を考慮し、情報システムの導入や行政サービスの利用に当たっては、オープンデータ*の推進に取り組みます。

(4) 適正な情報セキュリティの確保

官民を通じたデータの連携が進む中、ネットワークでつながることによるリスクが顕在化しているため、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底し、高度なセキュリティ対策を講じることで、適正な情報セキュリティの確保に取り組みます。

(5) サービスデザイン思考*の導入

情報システムの導入に当たっては、サービスを利用する場合の利用者の一連の行動に着目し、サービス全体を設計する「サービスデザイン思考*」の考え方を取り入れ、行政サービスを提供する行政側の視点だけではなく、実証実験等による利用者側の意見の把握や利用者参加型のワークショップ等による合意形成等の取組により、利用者側の視点も踏まえ、業務改革を推進します。

(6) カスタマイズの抑止

パッケージシステムを導入する場合は、標準化や共通化によるコストの削減や業務負担の軽減等のメリットを享受できるよう、カスタマイズを行わず、パッケージ標準機能の利用を原則とします。

制度改正や身体生命に関わる理由、その他費用対効果の観点等から、カスタマイズの必要性が認められる場合においても、標準化や共通化によるコストの削減やパッケージシステムに合わせた業務運用の見直しを前提に検討します。

(7) 競争性を確保したシステム調達

機器更新も含むシステムの導入については、原則の一般競争入札やプロポーザルコンペ等の競争性を確保した調達に取り組みます。

システム更新の場合、1回目の更新は、必要に応じて、機器のみを更新し、システムは継続して利用することも可能としますが、2回目のシステム更新は、特定の企業への依存を避けることに加え、最新の技術を採用するという観点から、入札やプロポーザルコンペ等の競争性のある手法を選択します。



資料

用語の解説

用語の解説

	用語	説明	頁
1	RPA	Robotic Process Automation の略称。 人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。	12 16 27 28
2	IoT	Internet of Things の略称。 インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等を背景に、パソコンやスマートフォン等従来のインターネット接続端末に加え、家電、自動車、ビルや工場等、世界中の様々なモノがインターネットとつながること。	2 3
3	ICT	Information and Communication Technology の略称。 情報通信技術を意味する。	2 ほか
4	ICT-BCP (情報システム 業務継続計画)	大規模な災害等が発生した際にも、非常時優先業務を行うために必要不可欠な情報システムに関して、事前対策や災害時の体制・行動手順を定めるもの。	28
5	AI	Artificial Intelligence の略称。 人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム又は人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されている。	2 3 12 27
6	SDGs	Sustainable Development Goals の略称。 2015 年 9 月の国連サミットで定められた 2030 年までの国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールで構成されている。	23
7	オープンデータ	行政が保有するデータを、誰もが二次利用が可能なデータ形式で公開すること。	16 31 36

8	オープンデータ・ バイ・デザイン	公共データにつきオープンデータを前提として 情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及 び運用を行うこと。	36
9	ガバメントクラウ ド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機 能を提供する複数のクラウドサービスの利用環 境のこと。	11
10	基幹業務システム	地方公共団体の基幹業務システムとは、国民生活 に直接関係する事務に係る情報システムであっ て、相互に連携が必要なシステムを指す。	11
11	サービスデザイン 思考	サービスが目的どおり機能し、利用者に満足して もらうためには、提供者の視点で用意した手続を 利用者に「使わせる」のではなく、サービスの受 け手側の立場を考慮した調査・分析から得られる 利用者の「本質的なニーズ」に基づき、サービス・ 業務を設計・開発した上で、利用者に「使って いただく」という考え方。	37
12	C I O	Chief Information Officer の略称。 I C Tの導入・利活用に責任を持ち、行政機関に おいては業務の革新、情報技術の活用を推進す るために置かれる役割のこと。	34
13	情報リテラシー	情報機器の操作取扱いに加え、情報源やそこから 得られる情報を取捨選択し、収集・活用できる能 力等のこと。	17 21 30 32
14	生成A I	質問や作業指示等に応え、画像や文章、音楽、映 像、プログラム等の多様なコンテンツを生成する A Iのこと。	9 28
15	S o c i e t y 5. 0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実 空間)を高度に融合させたシステムにより、経済 発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の 社会(Society)を指す。	30
16	T C O	Total Cost of Ownership の略称。 コンピューターの初期導入費用や維持、管理に関 わる全てのコストの総額のこと。	19
17	デジタル・ワーク スタイル	データとデジタル技術を活用した情報の電子的 共有をもとに、業務プロセスや業務そのものを 変革する働き方のこと。	16 27

18	デジタル手続法	ICTを活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めた法律。 (令和元年法律第16号)	25
19	デジタルデバイド	地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差等のこと。	21 26
20	DX	Digital Transformation の略称。 ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	4 14
21	テレワーク	ICTの活用による、場所や時間にとらわれず、従来と比べて自由な働き方を実現する勤務形態のこと。	6 12

第2次相模原市ICT総合戦略

発行／相模原市

編集／相模原市市長公室DX推進課

発行日／令和6年3月

【連絡先】

相模原市市長公室DX推進課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-8212

FAX 042-769-7035

E-Mail dx-suishin@city.sagamihara.kanagawa.jp